

匝瑳市国民健康保険運営協議会 会議録

一、 日時 平成二十三年二月十日 午後三時から

一、 場所 匝瑳市役所議会棟二階第二委員会室

委員定数 被保険者代表五名、保険医代表五名、公益代表五名

(出席委員) 林眞示、布施保、押尾悦子、大木勉、檜垣進、椎名栄次、鈴木琢雄、

向後英夫、小川嘉幸、江波戸義治、古谷宣夫

(欠席委員) 伊東秀子、石毛則男、大木素明、及川和俊

(市側出席者) 市長(太田安規)、市民課長(大木公男)、税務課長(島田省悟)、健康管理課長(椿隆夫)、市民課主幹(平山新治)、同主査補(熱田誠寛)

議事及び概要

(一) 諮問事項

ア 平成二十三年度匝瑳市国民健康保険特別会計予算(案)について

イ 匝瑳市国民健康保険条例の一部改正(案)について

ウ 匝瑳市国民健康保険短期人間ドック事業実施規則の一部改正(案)について

(二) その他

ア 平成二十三年度国民健康保険制度の改正について

イ その他

開会(午後三時)

事務局(主幹)

お忙しい中、ご出席頂き、誠にありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまから、平成二十二年第二回匝瑳市国民健康保険運営協議会を開催します。開会に当たりまして、最初に市長よりごあいさつ申し上げます。

太田市長

暦の上では春とはいえ、まだまだ寒さが厳しい中、また大変お忙しい中にもかかわらず、国保運営協議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

さて、本市の国民健康保険事業が、大変厳しい財政状況となっておりますことは、ご案内のとおりでございます。現在は昨年度に策定

いたしました「匝瑳市国民健康保険事業財政健全化計画」に基づいての事業運営を懸命に進めているところでございます。

今年度の国保財政につきましては、歳出面では相変わらず医療費が右肩上がりの増加傾向となっている一方、歳入面では景気の低迷や失業者の増加等の影響を受け、国保税の確保が一段と難しくなっていることや、国県支出金等が計画どおりに確保できない状況等を踏まえ、国保制度の堅持のためには、財源不足分を一般会計から補てんする必要が生じておるところであります。

本日御審議いただきます、「平成二十三年国民健康保険特別会計予算案」につきましては、歳入歳出の総額は、五十三億八百十三万三千円で平成二十二年度より一億九千四百一十一万六千円の増額となっておりますが、歳入面では引き続き財源不足が見込まれるため、一般会計からの特別繰入れ分を上乗せした予算編成を講じておるところです。

本日は、この予算案に加えて、「出産育児一時金の特別措置の恒久化に伴う国民健康保険の一部改正」及び「短期人間ドック事業の見直し」の二点を諮問させていただくほか、平成二十三年度の国民健康保険制度の改正等についての説明が主な議題であります。

委員の皆様方には、今後の国保運営に対しまして、忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます、挨拶といたします。

## 事務局（主幹）

ありがとうございます。

本日の議題に入らせて頂く前に、配布資料の確認をお願いいたします。

始めに、事前にお配りしてあります資料の確認ですが、

会議次第、諮問事項アとしまして「平成二十三年度匝瑳市国民健康保険特別会計予算(案)について」、諮問事項イとしまして「匝瑳市国民健康保険条例の一部改正(案)について」、諮問事項ウとしまして「匝瑳市国民健康保険短期人間ドック事業実施規則の一部改正(案)について」及び、その他アとしまして「平成二十三年度国民健康保険制度の改正について」に関する資料一式であります。

次に、当日配布資料の確認ですが、

諮問事項アの追加資料としまして「国民健康保険特別会計予算の状況」、その他アの追加資料としまして「平成二十三年度国民健康保険制度(保険税関係)の改正について」及び、席次表をお配りしております。

配布漏れ等はありませんでしょうか。

それでは議事に入らせて頂きますが、匝瑳市国民健康保険条例施行規則第六条によりまして、会長が議長を務めることとなっております

ので、向後会長さん、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

ただいま、ご紹介頂きました会長の向後です。

委員の皆様方におかれましては、寒さの厳しい中、またご多忙のところお集まり頂き、誠にありがとうございます。

それでは、規則によりまして、議長を務めさせていただきます。議事進行にご協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

本日の出席委員数は、十一名で過半数に達しておりますので会議は成立いたしました。

議事録署名人の選出ですが、今回は被保険者代表の大木勲委員と公益代表の江波戸義治委員にお願いいたします。

本日の議事でございますが、諮問事項としまして「平成二十三年度匝瑳市国民健康保険特別会計予算(案)について」、「匝瑳市国民健康保険条例の一部改正(案)について」及び、「匝瑳市国民健康保険短期人間ドック事業実施規則の一部改正(案)について」の三点を、その他として「平成二十三年度国民健康保険制度の改正について」であります。

それでは、諮問事項ア「平成二十三年度匝瑳市国民健康保険特別会計予算(案)について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局（市民課長）

それでは、「平成二十三年度匝瑳市国民健康保険特別会計予算(案)」についてご説明いたします。

（内容説明）

議長（会長）

事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。何かご意見ご質問等がございましたら挙手をお願いします。

（委員挙手）

委員

歳入についてですが、その他繰入金の三億七千五百万円、平成二十二年にも二億五千万円の特別繰入れしておりますが、二十二年は先ほどの説明によりますと国庫支出金あるいは前期高齢者交付金の減によって二億五千万円の特別繰入れをしているのですが、二十三年度は例えば前期高齢者交付金、二十二年補正後は四億八千七百万円に対し二十三年度は六億二千五百万円とだいぶ大きく歳入を見込んでおるようですが、二十二年度は減額支給しているのに、二十三年

度はだいぶ増額していますが詳しい説明をお願いします。  
更に、これだけ増額しているにもかかわらず特別繰入金三億円をされるようですが、この関係についても説明をお願いします。

事務局（市民課長）

では、はじめに前期高齢者交付金について説明させていただきます。  
先ほど、過年度分の相殺額が今回、平成二十三年度は減少したと説明させていただきました。平成二十二年度の説明の中でも触れましたが、実はこの制度は平成二十年度から開始されたのですが、この精算が今年度初めて行われた中で、匝瑳市として平成二十年度はこの交付金を多くもらい過ぎたということで、精算の段階で一億二千二百万円を減額されてしまいました。ですから、平成二十年度はそれだけ多く交付金を受けたのでこれに対する問題は無いのですが、平成二十二年度の精算で減額されたということです。

平成二十三年度は、精算額が現状の見込みですと、百三十万円程であろうということです。これにつきましては、国でも平成二十年度からいろいろ制度の変更があった中で、前期高齢者交付金制度ができたのですが、交付が過大であったという情報は得ています。何故かといえますと、匝瑳市は比較的医療費が低い地域なのですが、この算定の基礎が全国一律で算出されて交付されるということで、医療費の低い地域には交付金が多く交付されたという状況でございます。ちなみに旭市では相殺額が二億円余り減額されたと聞いておりますので、医療費の低い地域はこの減額幅が大きくなったというのが平成二十二年年度の状況でございます。

事務局（主幹）

続きまして、特別繰入金三億円の件につきまして説明いたします。  
前期高齢者交付金等の大きな増額があるにも関わらず、特別繰入金を減らすことが出来なかった理由として説明いたします。歳出の表をご覧いただきたいのですが、歳出二款の保険給付費ですが一億円強の増加、後期高齢者支援金が五千万円強の増加、介護納付金が二千七百万円程の増加とあわせて二億円まではいきませんが、これだけの増加分を前期高齢者交付金の増加分では賄いきれないため、差引のなかで不足額が拡大してしまったというのが現状でございます。

委員

そうしますと、これは予算には直接影響はありませんが、平成二十四年度になりますと応益割の変更があってまた税率が上がりますが、この税率が上がったとしても平成二十四年度の見込み・現状として一般会計から特別繰入金を入れなければいけないのでしょうか。

事務局（市民課長）

平成二十四年度以降ですが、財政健全化計画から乖離をしてみましたというところで、再度、財政推計をし直しまして、どのくらいの不足額が出るか、その対応を税率改正の改正幅の見直しと、一般会計からの繰り入れが可能かどうかも含めて再度見直しをさせて頂きたいと考えております。これにつきましては、結果が出ましたらまた時期を見て報告をさせていただきたいと考えております。いずれにしましても、健全化計画の財政推計から歳入・歳出とも変わっておりますので、再度取り急ぎ見直しをさせていただきたいと考えております。この結果を受けて不足額に対する対応を検討させていただきたいと考えております。

委員

平成二十五年度までの健全化計画で見込んだ税率改正を行っても、未納者の税収が上がらず、それ以上に医療費が増えたということでしょうか。

健全化計画の中に就業者数がありましたけど、その中の見込みが年間四回の税収でどのくらい増になるかとありましたが、そこまで結果が出なかったのか、それ以上の医療費が発生しているのでしょうか。

事務局（市民課長）

まず、税に関しては健全化計画では若干の景気の回復を見込んでおりましたので計画策定の段階では僅かですが横ばいよりも少し上に見込んでいた経過があります。しかしながら、実際には景気が上向かず、税収が落ち込んでしまったことが要因の一つでございます。

また、歳出の面では、医療費の急激な増加があり、要因としては被保険者の高齢化または医療の高度化などが考えられます。

ちなみに、平成二十一年度と平成二十二年度の比較をしても保険給付費が一億四千万円ほど増加しております。毎年約一億円ずつ増加傾向ではありましたが、今回は一億四千万円の増加と医療費が想像以上に上がっている部分もありますので、こうしたところも含めて再度見直しをさせていただきたいと考えております。

委員

そうしますと、平成二十四年度は再度健全化計画の見直しを行い、場合によってはまた更に税率が上がるような理解でよろしいでしょうか。

それともう一点ですが、医療費を抑制するためにジェネリックカードの配布を行いました。この利用率と効果は調べていますか。把握はできないものなのでしょうか。

事務局（市民課長）

まず、平成二十四年度に予定していた税率改正が更に上がるのかという質問ですが、現状はそうせざるを得ないと考えております。

これは不足額がかなりのものなので、今後の検討になりますが、どれだけ上げて不足した部分をどれだけ繰り入れるのかというのが議論になるかと思いますが、いずれにしましても税率改正の引き上げ幅も見直しをせざるを得ないと考えております。

つぎにジェネリック薬品の希望カードの件ですが、昨年六月に希望カードを各世帯四枚配布させていただきましたが、この効果をなかなか検証することが難しいので、今のところどの程度の効果があるのかは把握しておりません。以上です。

委員

また更に平成二十四年度から税率増改正をしなければならぬ見込みということですね。市長も大変な状況で御苦労さまです。状況はよくわかりました。ありがとうございました。

太田市長

この件についてですが、担当課からもいろいろ逐一状況を聞いておりまして、平成二十三年度も三億円を一般会計から繰り入れしなければならぬこと、また二十四年度には税率改正してもなお一般会計から繰り入れしなければならない見込みだという状況も聞いておりますので、今の推移は入ってくるものが少なく出るものは多いという厳しい状況ですが、一般会計から繰り入れの際は市民から納得いただける健全財政でやっていこうという気構えで頑張るつもりでおりますので、その際にはまたいろいろとご意見等いただきたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

議長（会長）

他にございませんか。

議長（会長）

質疑がないようですので、お諮りいたします。

「平成二十三年度匝瑳市国民健康保険特別会計予算(案)についての質疑を打ち切ることにご異議ございませんか。」

(異議なしの声)

議長（会長）

ご異議なしと認め、質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

議長（会長）

「平成二十三年度匝瑳市国民健康保険特別会計予算(案)について」

承認される方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 (会長)

挙手全員、賛成全員であります。

よって、「平成二十三年度匝瑳市国民健康保険特別会計予算(案)について」は、原案のとおり承認されました。

議長 (会長)

続きまして、諮問事項イ「匝瑳市国民健康保険条例の一部改正(案)について」に入らせて頂きます。

事務局の説明を求めます。

事務局 (市民課長)

それでは諮問事項イ「匝瑳市国民健康保険条例の一部改正(案)について」を説明させていただきます。

(内容説明)

議長 (会長)

事務局の説明が終わりました。

それでは質疑に入ります。何か御意見、御質問等がありましたら、挙手をお願いいたします。

議長 (会長)

質疑がないようですので、お諮りいたします。

「匝瑳市国民健康保険条例の一部改正(案)について」の質疑を打ち切ることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 (会長)

ご異議なしと認め、質疑を打ち切ります。

これより採択に入ります。

議長 (会長)

「匝瑳市国民健康保険条例の一部改正(案)について」承認される方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 (会長)

挙手全員、賛成全員であります。

よって、「匝瑳市国民健康保険条例の一部改正(案)について」は、

原案のとおり承認されました。

議長（会長）

引き続きまして、諮問事項ウ「匝瑳市国民健康保険短期人間ドック事業実施規則の一部改正(案)について」に入らせて頂きます。事務局の説明を求めます。

事務局（市民課長）

それでは諮問事項ウ「匝瑳市国民健康保険短期人間ドック事業実施規則の一部改正(案)について」を説明させていただきます。

（内容説明）

議長（会長）

事務局の説明が終わりました。

それでは、質疑に入ります。何か御意見、御質問等がありましたら挙手をお願いいたします。

（委員挙手）

委員

人間ドック申請書のなかに受検種類として一日・通院二日・一泊二日とありますが、それぞれの委託料と自己負担額はどのようになっていますか。

事務局（主幹）

今現在、短期人間ドック事業は国保市民病院のみ委託しております。医療機関との調整の中で、受検種類は三種類ありますが、受け入れ可能なのは一日コースのみとなっておりますので契約も一日のみです。

委託料につきましては、五〇歳以上の男性の検査費用は五万千八百七十円で現在の自己負担額は七千七百八十円、五十歳未満の男性と女性の検査費用は四万八千八百八十八円で現在の自己負担額は七千三百三十円でございます。

委員

検査内容についてですが、身体測定等ありますが特定健診と同じ項目なのでしょうか。

事務局（市民課長）

特定健診とは若干違う部分がございます。何点か申し上げますが、腹部の超音波検査、これは胆のう・すい臓等を超音波で検査するものですが特定健診にはございません。あとは胃の検査が住民検診ではレントゲン検査ですが、人間ドックでは内視鏡検査となっております。

ほかはほぼ同じ検査内容ですので、人間ドックの結果が特定健診の

受診率としてカウントできるというのはこういった内容がほとんど同じというのを受けてのことでございます。

委員

短期人間ドック事業の予算はどのくらいあるのでしょうか。

事務局（市民課長）

平成二十二年度の状況を十二月末現在で申し上げますと、男性が八十七名、女性が六十一名と合計百四十八名でございます。毎年、百五十名ほどの予算を見込んでおります。

ただ、来年度は負担割合を下げさせていただく予定ですので、予算は六百万円で、百七十名ほどまでは対応できると見込んでおります。

委員

ありがとうございました。

議長（会長）

ほかにはございませんか。

（委員挙手）

委員

市民病院では一日に何名くらいまで受け入れてもらえているのでしょうか。

事務局（主幹）

受検希望者は、直接市民病院に申し込みをして検査日を調整していただいていますので一日に何名の受検者がいるのかは申し訳ございませんが正確には把握しておりません。

委員

全住民の受検要望を満たすだけの受け入れ体制なのでしょうか。

事務局（主幹）

受け入れ体制については確認しなければいけません。受検要望に對しましては、十分対応させていただいているものと認識しております。

委員

人間ドックの受診実績は特定健診に含む事はできるようですが、がん検診の受診率にはカウントしてないのでしょうか。

事務局（市民課長）

がん検診の受診率にはカウントしておりません。

委員

がん検診の受診率に入れたほうが良いのではないか。

事務局（市民課長）

特定健診の受診率に入れているのも、委員も良く御存じだと思いますが、特定健診の受診率が平成二十四年度に六十五パーセントを達成できませんとペナルティを課せられるということなので、人間ドックの受診実績を特定健診の受診率にカウントさせていただいているところでございます。

議長（会長）

ほかにございませんか。

議長（会長）

質疑がないようですので、お諮りいたします。

「匝瑳市国民健康保険短期人間ドック事業実施規則の一部改正(案)について」の質疑を打ち切ることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長（会長）

ご異議なしと認め、質疑を打ち切ります。  
これより採決に入ります。

議長（会長）

「匝瑳市国民健康保険短期人間ドック事業実施規則の一部改正(案)について」承認される方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長（会長）

挙手全員、賛成全員であります。

よって、「匝瑳市国民健康保険短期人間ドック事業実施規則の一部改正(案)について」は、原案のとおり承認されました。

議長（会長）

次に、「その他」に入らせて頂きます。

まず、「平成二十三年国民健康保険制度の改正について」事務局の説明を求めます。

事務局（主幹）

それでは、「平成二十三年国民健康保険制度の改正について」説明いたします。

(七十歳以上七十五歳未満被保険者の自己負担割合及び高額療養費の現物給付について内容説明)

事務局（税務課長）

続きまして、匝瑳市国民健康保険税条例の一部改正について説明い

たします。

(国民健康保険税の賦課限度額について内容説明)

議長 (会長)

事務局の説明が終わりました。

ただいまの説明について、何か御意見・御質問がありましたら、挙手をお願いいたします。

(委員挙手)

委員

高齢者の負担割合が一年間凍結延長されますが、これについての通知はいつ頃しますか。

事務局 (主幹)

高齢受給者証につきましては、三月末までには各被保険者に郵送する予定でございます。

委員

延長された状況を知らない患者さんたちが、一割負担のうちにかかりたいと駆け込んできているので、広報誌等で解り易く早めにお知らせしていただきたい。

事務局 (主幹)

この関係につきましては、掲載の手続きをとっておりまして広報そうさ三月号に掲載されますのでよろしくお願いいたします。

委員

もう一点、匝瑳市で非自発的失業者の七割軽減についてはどのくらいあるのでしょうか。

事務局 (税務課長)

平成二十三年一月末現在でおおむね一三三名の方です。ちなみにこれによります軽減額が千四百五十三万五千円ということになります。

委員

その特別調整交付金についてはどこから対応するのでしょうか。一般会計からでしょうか。

事務局 (税務課長)

国の財政調整交付金等で財政措置されます。

四月一日現在の被保険者が対象であるため、今年度分については国の財政支援が望めなく、来年度以降に財政措置されることになっております。

議長（会長）

ほかにございませんか。

議長（会長）

質疑がないようなので、これで打ち切らせて頂きます。  
他に、事務局からの報告等がありますか。

事務局（市民課長）

事務局からは特にございません。

議長（会長）

最後に、委員の皆様から御意見等はございますか。

議長（会長）

ご意見等も出尽くしたようですので、以上をもちまして本日の議事は滞りなく終了いたしました。皆様のご協力に心から感謝申し上げます。

本日は、お忙しい中にもかかわらず、ご出席をいただき、また慎重なご審議をいただきありがとうございました。

皆様方におかれましては、まだ寒さの厳しい季節柄、御自愛のうえ、さらなる活躍を御祈念申し上げます。御礼とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございます。

以上で散会いたします。

閉会（午後五時十五分）